

報道関係者 各位

令和3年5月28日

【照会先】

熊本労働局 労働基準部 監督課

課 長 宮本 浩

主任監察監督官 坂上 洋

(直通電話) 096(355)3181

令和2年度11月「過重労働解消キャンペーン」 の重点監督の実施結果を公表

熊本労働局では、このたび、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、公表します。

平成31年4月1日から、長時間労働の抑制を図るため、時間外労働の上限（ ）を設けるなどの労働基準法の改正を始めとする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が順次施行されています。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる98事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、違法な時間外労働等の労働基準関係法令違反が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。厚生労働省では今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

【重点監督結果のポイント】

監督指導の実施事業場： 98事業場

主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕

違法な時間外労働があったもの： 26事業場（26.5％）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの： 9事業場（34.6％）

うち、月100時間を超えるもの： 4事業場（15.4％）

うち、月150時間を超えるもの： 1事業場（3.8％）

うち、月200時間を超えるもの： 0事業場（0.0％）

賃金不払残業があったもの： 7事業場（7.1％）

過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 23事業場（23.5％）

主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの： 24事業場（24.5％）

労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： 32事業場（32.7％）

（ ）施行に当たっては、経過措置が設けられており、時間外労働の上限規制に関する規定の中小企業等への適用は、原則として、令和2年4月1日から施行されています。

令和２年度「過重労働解消キャンペーン」の監督実施結果

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 監督指導実施状況

令和２年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、98事業場に対し監督指導を実施し、81事業場（全体の82.7％）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが26事業場、賃金不払残業があったものが7事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが23事業場であった。

表１ 監督指導実施事業場数

		監督指導実施 事業場数 （注１）	労働基準関係法令違 反があった事業場数 （注２）	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 （注３）	賃金不払残業 （注４）	健康障害防止措置 （注５）
合計		98 (100.0%)	81 (82.7%)	26 (26.5%)	7 (7.1%)	23 (23.5%)
主 な 業 種	製造業	21 (21.4%)	17 (81%)	6	1	1
	建設業	7 (7.1%)	5 (71.4%)	0	2	2
	運輸交通業	6 (6.1%)	4 (66.7%)	2	0	1
	商業	9 (9.2%)	8 (88.9%)	3	0	2
	接客娯楽業	14 (14.3%)	3 (21.4%)	0	0	1
	その他の事業 （注６）	0 (0%)	0 (0%)	0	0	0

（注１）主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

（注２）カッコ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

（注３）労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第６項違反（時間外労働の上限規制）等の件数を計上している。

（注４）労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

（注５）労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の８違反〔１月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の８の３違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

（注６）「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表２ 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	１～９人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
98	21 (21.4%)	44 (44.9%)	13 (13.3%)	8 (8.2%)	10 (10.2%)	2 (2.0%)

表３ 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	１～９人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
98	15 (15.3%)	37 (37.8%)	9 (9.2%)	11 (11.2%)	9 (9.2%)	17 (17.3%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
監督指導を実施した事業場のうち、24事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
24	7	6	11	13	2	1

（注1）指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

（注2）1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

（注5）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
監督指導を実施した事業場のうち、32事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下「労働時間適正把握ガイドライン」という。）に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の職務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
32	23	1	11	1	0	0

（注1）指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2）各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった26事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、9事業場で1か月80時間を、うち4事業場で1か月100時間を、うち1事業場で1か月150時間を超えていた。

表6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績（労働時間違反事業場に限る）

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
98	26	17	9	4	1	0

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、11事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、36事業場でタイムカードを基礎に確認し、13事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、2事業場でPCの使用時間の記録を基礎とし、30事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）				自己申告制 （注2）（注3）
使用者が自ら現認 （注2）	タイムカードを基礎 （注2）	ICカード、IDカードを 基礎（注2）	PCの使用時間の記録を 基礎（注2）	
11	36	13	2	30

（注1）労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

（注3）労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】 前年同期における監督指導結果

前年同期の監督指導結果は以下のとおり。

			令和 2 年 11 月	令和元年 11 月
監督指導の 実施事業場	監督実施事業場		98	111
	うち、労働基準法などの法令違反あり		81 (82.7%)	96 (86.5%)
主な違反内容	1 違法な時間外労働があったもの		26 (26.5%)	38 (34.2%)
	うち、時間外・休日労働の 実績が最も長い労働者の 時間数が	1 か月当たり 80 時間を超えるもの	9 (34.6%)	16 (42.1%)
		1 か月当たり 100 時間を超えるもの	4 (15.4%)	12 (31.6%)
		1 か月当たり 150 時間を超えるもの	1 (3.8%)	6 (15.7%)
		1 か月当たり 200 時間を超えるもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	2 賃金不払残業があったもの		7 (7.1%)	10 (9.0%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの		23 (23.5%)	46 (41.4%)
主な健康障害防止に関する指導の 状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの		24 (24.5%)	36 (32.4%)
	うち、時間外労働を 80 時間以内に削減するよう指導したもの		13 (13.3%)	19 (17.1%)
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの		32 (32.7%)	36 (32.4%)

監督指導事例

事例 (食料品製造業)

- 1 各種情報から実際に行われている時間外・休日労働が1か月当たりの限度時間(45時間)を大きく超えている疑いのある事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 立ち入り調査の結果、36協定を締結(1日8時間、月42時間 年間320時間 特別条項により月70時間と定めている。)していたものの、労働者4名について月70時間を超える時間外労働(4名とも80時間超)が認められた。
- 3 時間外労働が月80時間を超え、医師に関して面接指導の対象となっていたにもかかわらず、対象労働者にこれを通知していなかった。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 36協定における特別条項で定める時間外・休日労働が認められ、かつこの協定を超えて労働者4名について月70時間を超える時間外労働(4名とも80時間超、うち2名100時間超)を行わせていた。

労働基準監督署の対応

36協定で定める特別条項を超える時間外労働を行かせたことについて是正勧告
(労働基準法第32条違反)
限度時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

- 2 時間外労働が月80時間を超え、医師による面接指導に関して通知対象となっていたにもかかわらず、対象労働者にこれを通知していなかった。

労働基準監督署の対応

通知していなかったことについて省令違反を勧告(労働安全衛生規則第52条の2 第3項)
労働者による申出が適切になされるよう面接指導の円滑実施の仕組みの確立を指導

時間外労働の上限規制(労働基準法第36条第6項第2、3号)

平成31年4月1日に改正労働基準法が施行され、**法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり**、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも

- ・時間外労働・・・年720時間以内
- ・時間外労働+休日労働・・・月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする必要があります。

法律による上限 (特別条項/年6か月まで)

- ✓年720時間
- ✓複数月平均80時間
- ✓月100時間未満

休日労働を含む

法律による上限 (限度時間の原則)

- ✓月45時間
- ✓年360時間

法定労働時間

- ✓1日8時間
- ✓1週40時間

*1年単位の変形
労働時間制の場合
月42時間、年320時間

- ◆以下の事業・業務は、令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。
 - ・建設事業 ・自動車運転の業務
 - ・医師
 - ・鹿児島・沖縄砂糖製造業(複数月平均80時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります。)
- ◆新技術・新商品などの研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。